

# 旭川電気軌道株式会社 ICカード取扱規則

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** この規則は、旭川電気軌道株式会社(以下、「当社」という。)における当社が定めるICカードによる旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

**第2条** 当社において旅客の運送等を行うICカードの名称は「Asaca」とする。

2 前項のICカードによる旅客の運送等については、ICカード取扱規則の定めるところによる。

3 この規則が改定された場合、以後のICカードによる旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

### (用語の意義)

**第3条** この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「当社路線」とは、当社の経営する乗合バス全路線(ICカードリーダー・ライタの搭載されていないバスを除く)をいう。

(2) 「SF(ストアードフェア)」とは、ICカードに予め電子的に記録された金銭的価値で、運賃の支払い等に充当するものをいう。

(3) 「リーダー・ライタ(R/W)」とは、バス車内に設置した装置で、乗車処理をするために設置したもの(以下、「乗車R/W」という。)と降車処理をするために設置したもの(以下、「降車R/W」という。)をいう。

(4) 「チャージ」とは、ICカードに入金してSFを積み増しすることをいう。

(5) デポジット(deposit)とは、「保証金」と訳され、機器やサービスを利用する際に必要なカードなどを貸借する際に支払う「預かり金」をいう。

### (ICカードの種類)

**第4条** 当社が旅客の運送等を行う「Asaca」の種類は、次の各号の定めるところによる。

(1) 記名式 Asaca

(2) 無記名式 Asaca

2 「Asaca」に関する用語の定義は、以下の各号に定めるものとする。

(1) 「記名式 Asaca」とは、Asacaカードのうち個人を特定する氏名、生年月日、性別、

電話番号(以下「個人情報」という。)の情報がカードと当社のセンターシステムに記録され、券面に氏名の記載を行った、Asaca カードをいい、以下に定めるものをいう。

- ア 一般用の Asaca
- イ 勤学用の Asaca
- ウ 通学用の Asaca
- エ 小児用の Asaca
- オ 障がい者用の Asaca
- カ 小児障がい者用の Asaca

(2)「無記名式 Asaca」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人の使用に供する Asaca カードをいう。

#### (契約の成立時期及び適用規定)

- 第 5 条** IC カードによる旅客運送の契約は、乗車 R/W で処理を受けたときに旅客と当社の間において成立する。
- 2 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

#### (規則等の変更)

- 第 6 条** IC カード取扱規則及びこれにもとづいて定められた規定は、変更することがある。

#### (個人情報の取扱い)

- 第 7 条** 記名式 Asaca に関わる個人情報の取扱いは、当社の定めるところによる。

#### (旅客の同意)

- 第 8 条** 旅客は、この規則及びこれにもとづいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

#### (取扱バス車両)

- 第 9 条** IC カードを取扱うバス車両は、当社の指定するバス車両とする。

## 第2章 基本事項

#### (使用方法)

- 第 10 条** IC カードを用いて当社路線に乗車するときは乗車 R/W で乗車処理を行い、降車すると

きは同一の IC カードにより降車 R/W で降車処理を行わなければならない。

- 2 IC カードの SF を使用して定期乗車券、他の IC カード及び当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 3 当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統または区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。
- 4 旅客が降車する際に、Asaca の SF 残額が当該乗車区間の運賃額に対して不足する場合は、次の各号のいずれかの方法で運賃を収受します。

(1) Asaca にバス車内でチャージのうえ、Asaca の SF から当該乗車区間の運賃を収受します。

(2) 旅客から当社の乗務員への申告により、Asaca の SF 残額と、当該乗車区間の運賃額から Asaca の SF 残額を減算した差額を不足分として現金で運賃を収受する。

- 5 記名式 Asaca カード利用(一般用のぞく)の旅客は、当社が指定する証明書を降車時に当社乗務員へ提示しなければならない。

#### (発売箇所)

**第 11 条** 当社は Asaca カードの発売業務を、総合案内所、各営業所(千歳営業所除く)にて行う。ただし無記名式 Asaca カードは、IC カード自動販売機でも発売する。

- 2 当社の都合により、前項で定めた発売箇所以外で発売することがある。

#### (制限事項等)

**第 12 条** 1 回の乗車につき、2 枚以上の IC カードを同時に使用することはできない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、IC カードは直接リーダ・ライタで使用することができない。

(1) 降車時に SF 残額が減額する運賃相当額に満たないとき。

(2) IC カードの破損、リーダ・ライタの故障等により IC カードの内容の読み取りが不能となったとき。

- 3 記名式 Asaca は、当該記名式 Asaca の記名人以外が使用することはできない。

- 4 前項にかかわらず、記名式 Asaca を以下に定める条件を全て満たす Asaca カードに限って記名人本人以外の利用を認める。

(1) IC 定期乗車券を搭載していないこと。(有効期間開始前の IC 定期乗車券および有効期間が終了し券面に定期乗車券の情報が表示されたままの IC 定期乗車券を含む)。

(2) 勤学用の Asaca ではないこと。

(3) 学生用の Asaca ではないこと。

(4) 小児用の Asaca ではないこと。

- (5) 障がい者用の Asaca ではないこと。
- (6) 小児障がい者用の Asaca ではないこと。
- 5 偽造、変造又は不正に作成された IC カードを使用することはできない。
- 6 10 円未満の SF は旅客運賃等に充当することはできない。

#### (制限又は停止)

**第 13 条** 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止。
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗降車方法若しくは乗車する路線等の制限。
- 2 本条にもとづくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

#### (Asaca カードの所有権)

**第 14 条** Asaca カードの所有権は発行元である当社に帰属する。

- 2 Asaca カードが不要となったとき及びその Asaca カードを使用する資格を失ったときは、旅客は速やかに Asaca カードを返却しなければならない。

#### (デポジット)

**第 15 条** 当社は Asaca カードを発売するにあたり、当社所有の Asaca カードを旅客に貸与するものとする。この場合、デポジットとして Asaca カード 1 枚につき 500 円を収受する。

- 2 Asaca カードを旅客が返却したときは、失効及び無効として回収した場合を除き、発売時に収受したデポジットは返却する。
- 3 デポジットは旅客運賃等に充当する事はできない。

#### (Asaca カードの失効)

**第 16 条** カードの交換、SF の使用、SF のチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱いが行われないうちは Asaca カードは失効する。

- 2 前項により失効した Asaca カードの SF 及びデポジットの返却を請求することはできない。
- 3 第 1 項にかかわらず、遺失物法により当社へ還付された Asaca カードについては、所有権の移動日をもって失効する。

#### (チャージ)

**第 17 条** 旅客は IC カード取扱規則の定めにより、Asaca カードをリーダー・ライタの搭載された当社路線バス車内、自動チャージ機及び Asaca 取扱窓口でチャージすることができる。

- 2 Asaca カードへのチャージ可能額及び割引額は、「別表 1」に定めるものとする。

但し、1枚当たりのSF残額は一般用・大人障がい者用が20,000円。勤学用・通学用・小児用・小児障がい者用は10,000円を超えることはできない。

#### (SF残額・利用履歴の確認)

- 第18条** Asacaの利用履歴は、Asacaの発売窓口および自動販売機において直近の20件まで確認ができる
- 2 利用履歴は、利用日時、利用金額、降車停留所及びチャージ額の確認ができる。
  - 3 記名式Asacaは、当該Asacaに登録された本人以外に履歴は開示しない。旅客が利用履歴の確認を希望する場合は、当社は当該旅客が当該Asacaにお客様登録された本人であることの証明を受けたうえで利用履歴を開示する。当該旅客が当該Asacaにお客様登録された本人であると確認できない場合は、当該Asacaの利用履歴は開示しない

#### (Asacaカードの所持資格)

- 第19条** 各種Asacaカードの所持資格はICカード取扱規則の定めによるものとする。

#### (発売及びお客様登録)

- 第20条** 無記名Asacaカードの発売額は2,000円(デポジット500円を含む。)とする。
- 2 前項にかかわらず、発売額を変更することがある。
  - 3 旅客は、勤学用のAsacaを購入する場合、「氏名・性別・生年月日・電話番号」の情報を当社に提供するものとする。なお、購入に際しては購入希望者が学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所又は当社の指定する種類の学校に在学中であり、当該学校長の証明を呈示した場合に発売を行う。
  - 4 旅客は、通学用のAsacaを購入する場合、「氏名・性別・生年月日・電話番号」の情報を当社に提供するものとする。なお、購入に際しては購入希望者が学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所又は当社の指定する種類の学校に在学中であり、当該学校長の証明を呈示した場合に発売を行う。
  - 5 旅客は、小児用のAsacaを購入する場合、「氏名・性別・生年月日・電話番号」の情報を当社に提供するものとする。なお、購入に際しては公的証明書を提示するものとする。ただし、購入希望者が小学校在学中であり、当該学校長の証明を呈示した場合にはこの限りではない。
  - 6 旅客は、障がい者用のAsacaを購入する場合、「氏名・性別・生年月日・電話番号」の情報を当社に提供するものとする。なお、購入に際しては身体障がい者手帳もしくは療育手帳を提示するものとする。
  - 7 小児障がい者用のAsacaの購入希望者については第5項および第6項の規定を準用し、小児障がい者用のAsacaを発売する。

- 8 小児用の Asaca カード、障がい者用の Asaca カードは、当社が認めた場合を除き、同一使用者に対し 2 枚以上の発売を行わない。

#### (定期券の搭載)

- 第 21 条** 旅客が定期乗車券の購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、当社の運送約款の第 7 条および同第 8 条および同第 9 条および同第 20 条に基づき、IC カードに定期乗車券を搭載し発売する。この場合第 15 条の定めによりデポジットを収受する。
- 2 第 20 条の第 3 項から第 7 項の記名式カードを持参され定期乗車券を購入する場合、有効期限を越えて購入することはできないため、予め有効期限の更新を行い、IC 定期乗車券の発売を行う。有効期限は、第 22 条の規定に従い設定する。
  - 3 定期乗車券を初めて購入する時で、第 20 条の第 3 項から第 7 項の記名式カードを発売する際には第 20 条の定めによりお客様登録し発売する。

#### (有効期限)

- 第 22 条** 記名式 Asaca は、種別により有効期限を定めるものとする。
- ア 一般用の Asaca は、無期限とする。
- イ 勤学用の Asaca は、各学校卒業年の 3 月末日とする。ただし、大学・専門学校生については、発行から 1 年間か卒業年の 3 月末日のいずれか近い日とする。
- ウ 通学用の Asaca は、各学校卒業年の 3 月末日とする。ただし、大学・専門学校生については、発行から 1 年間か卒業年の 3 月末日のいずれか近い日とする。
- エ 小児用の Asaca は、満 12 歳の誕生日から直近の 3 月末日とする。
- オ 障がい者用の Asaca は、発行から 1 年間とする。
- カ 小児障がい者用の Asaca は、発行から 1 年間か満 12 歳の誕生日から直近の 3 月末日のいずれか近い日とする。

#### (運賃の減額等)

- 第 23 条** 旅客が Asaca カードを第 10 条の規定により使用する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃 1 名分を減額する。ただし、小児用の Asaca にあつては、小児普通旅客運賃 1 名分、障がい者用の Asaca にあつては、大人普通旅客運賃の半額運賃 1 名分、小児障がい者用の Asaca にあつては、小児普通旅客運賃の半額運賃 1 名分を減額する。
- 2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。
  - 3 無記名式 Asaca カード S F から大人普通旅客運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児および障がい者・小児障がい者であっても大人普通旅客運賃 1 名分を減額する。

- 4 IC 定期乗車券の券面表示の有効期間内であって、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車として取扱い、別途乗車区間の普通旅客運賃相当額を収受する。また券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、乗車区間の普通旅客運賃を収受する。これらの運賃を当該 IC カードの SF から収受する場合、第 1 項から第 3 項までの規程に従い取り扱う。

## (効力)

**第 24 条** 第 10 条の規定により使用する場合の Asaca カードの効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車区間において 1 回の乗車に限り有効なものとする。
- (2) 乗車 R/W で処理した Asaca カードは、当日に限り降車 R/W で正常に処理される。なお、同一便にて午前零時を跨いだ場合は当日使用とみなし正常に処理される。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

## (更新)

**第 25 条** 小児用の Asaca の更新手続きは、第 22 条の有効期限満了後に行うものとし、通学用・勤学用の Asaca へ変更手続きを行う。

- 2 小児障がい者用の Asaca の更新手続きは、第 22 条の有効期限満了後に行うものとし、障がい者用の Asaca へ変更手続きを行う。
- 3 通学用・勤学用の Asaca の更新手続きは、第 22 条の有効期限満了後に行うものとし、一般用の Asaca へ変更手続きを行う。大学・専門学校生の継続使用については、証明書を持参し期間の延長手続きを行う。
- 4 障がい者用・小児障がい者用の Asaca を、第 22 条の有効期限満了後継続して使用する場合は、証明書を持参し期間延長手続きを行う。

## (種別変更)

**第 26 条** 通学用・勤学用の Asaca を一般用 Asaca へ変更する場合は、取扱い窓口にて属性変更を行い、カード内実金額を基に 9.1% でプレミア額の減額調整を行う。

- 2 一般用の Asaca を通学用・勤学用の Asaca へ変更する場合は、取扱い窓口にて第 20 条第 3 項から第 5 項の規定による手続きを行い、カード内実金額を基に 23.1% でプレミア額の増額調整を行う。
- 3 小児障がい者用の Asaca を障がい者用 Asaca へ変更する場合は、証明書を持参し取扱い窓口にて属性変更を行い、カード内実金額を基に 9.1% でプレミア額の減額調整を行う。

(無効となる場合)

- 第 27 条** 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、Asaca カードを無効として回収する。この場合、デポジットおよび Asaca カードに記録されている一切の金銭的価値や乗車券等は当社の運送約款及び IC カード取扱規則の定めにより返却しない。
- (1) 所持資格のない者が利用したとき(第 12 条第 3 項および第 4 項の定めによる使用を除く。)
  - (2) 旅行開始後、他人から譲り受けて使用した場合
  - (3) 券面表示事項が不明となった状態で使用した場合
  - (4) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入・使用した場合
  - (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
  - (6) その他不正乗車の手段として使用した場合
  - (7) 使用者の故意または重大な過失により障害状態と認められる場合
  - (8) 当社の運送約款に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
- 2 (1) 偽造、変造又は不正に作成・使用した場合は、前項の規定を準用する。
  - (2) 旅客の故意または重大な過失により障害状態となったと認められる場合。

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等)

- 第 28 条** 第 26 条第 1 項の規定により、Asaca カードを無効として回収した場合は、旅客の乗車停留所からの区間に対する普通旅客運賃並びにこれと同額の割増運賃とをあわせて収受する。
- 2 前項の規定により旅客運賃・割増運賃を収受する場合において、旅客の乗車停留所が判明しない場合は、そのバスの始発地から乗車したものとして計算する。

(紛失再発行)

- 第 29 条** 記名式 Asaca を紛失した場合は、当該記名式 Asaca の記名人が当社の定める用紙に必要事項を記入し提出したときは、IC カード取扱規則の定めにより使用停止措置と再発行手続きを行う。
- 2 前項で再発行した新規の記名式 Asaca への SF 残額の移行は、当社の処理の都合上、旅客が使用停止の手続きを行った日の翌日から起算して3営業日以降となります。この際、再発行手数料200円と新たにデポジット500円を申し受けます。
  - 3 IC 定期乗車券の記名人が当該 IC 定期乗車券を紛失した場合で、当社が定める申込書を提出したときは、IC カード取扱規則の定めによる使用停止措置と再発行登録票を交付する手続きをした後、再発行の取り扱いを行なう。また、当該 IC 定期乗車券の使用停止の申し込みを受け付けた後、これを取り消すことはできない。
  - 4 前項により再発行の取り扱いを行なう場合は、再発行する IC 定期乗車券 1 枚につき再発行手数料 500 円とデポジット 500 円を現金で収受する。

- 5 紛失再発行の請求は、公的証明書をもって記名人本人が行なうこと。ただし、本人が再発行の請求ができない場合は、代理人が請求できる。この場合、記名人と代理人との続柄が分かる公的証明書を提示するとともに、住所・氏名・電話番号等の情報を提供することで、それに応じるものとする。
- 6 紛失再発行の取扱いを行った後に、紛失した記名式 Asaca が発見された場合で、当社が定める申請書と当該カードをともに提出したときは、IC カード取扱規則の定めによりデポジットの返却を行う。

#### (障害再発行)

- 第 30 条** Asaca カードの破損等によって Asaca の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によるものと認められる場合を除き、旅客が当社の定める用紙に必要事項を記入し当該 Asaca カードを提出したときは、再発行手続きを行った日の翌々日以降に、再発行の取扱いを行うことがある。ただし、裏面に刻印されたカード番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いをしない。
- 2 第1項により再発行する Asaca には、第2項に規定する場合を除き、破損等により利用できなくなった Asaca の SF 残額を移行します。ただし、Asaca の破損等に関して旅客に責(過失)がある場合は、再発行手数料200円と新たにデポジット500円を申し受けま

#### (当社の免責事項)

- 第 31 条** 記名式 Asaca の使用停止措置が完了するまでの間に当該記名式 Asaca の払いもどしや SF の使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負わない。

#### (Asaca カードの解約)

- 第 32 条** 旅客は、Asaca カードが不要となった場合は、当該 Asaca カードの SF カード内実金額残額の払いもどしを請求することができる。記名式 Asaca の場合は、解約申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該記名式 Asaca の記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行い、デポジットを返却する。
- 2 第1項にかかわらず、記名式 Asaca に記載された記名人の代理人が払いもどしの請求をする場合には、記名人との続柄が分かる公的証明書を提示するとともに、住所・氏名・電話番号等の情報を提供することで、それに応じるものとする。
  - 3 Asaca カード解約手数料は、200 円とする (SF カード内実金額の残額が 200 円未満のときはその残額をもって手数料とする)。ただし、定期券契約中の解約については 500 円とする (SF カード内実金額の残額及び定期券の払い戻し額の合計が 500 円未満の場合はその合計額をもって手数料とする)。

(乗継割引)

- 第 33 条** 同一の Asaca カードを使用し、60 分以内にバスを乗り継いだ場合、乗り継いだことによる割引を適用した割引後の運賃を減額する。ただし、同一区間および同一系統を乗車の場合は割引対象外とする。
- 2 第 1 項における割引金額は、一般用・勤学用・通学用が 100 円、小児用は 50 円とする。障がい者用・寿カード利用の場合は割引対象外とする。
  - 3 当社が指定するバス事業者においては、第 1 項・第 2 項を適用するものとする。

(運行中止の場合の取扱方)

- 第 34 条** 乗車 R/W による処理を受けた後、バスが運行中止となった場合は、次の各号のいずれかに定める取扱いを選択のうえ請求することができる。
- (1) 発停留所までの無賃送還  
この場合は、乗車区間の運賃は収受しない。無賃送還中の途中停留所で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用する。
  - (2) 発停留所に至る途中停留所までの無賃送還  
この場合は、発停留所から途中停留所までの普通旅客運賃相当額を途中停留所において Asaca カードの SF 残額から減額する。
  - (3) 不通区間の別途旅行  
運行中止となった区間を旅客が当社路線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発停留所から旅行中止停留所までの普通旅客運賃相当額を、旅行中止停留所において Asaca カードの SF 残額から減額する。
- 2 当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによる。

24旭電軌運第 17 号  
平成 24 年 11 月 1 日

一部改正 26旭電軌運第 40 号  
平成 26 年 12 月 1 日

一部改正 26旭電軌運第 60 号  
平成 27 年 3 月 18 日

一部改正 26旭電軌運第 74 号  
平成 27 年 5 月 1 日

一部改正 27旭電軌運第 44 号  
平成 28 年 4 月 1 日

別表1（第17条）Asacaカードへのチャージ可能額及び割引額

取扱窓口	1回当りのチャージ可能額
バス車内、バス営業所 総合案内所窓口	1,000円、2,000円、3,000円、4,000円、5,000円、をチャージすることができる。ただし、1枚当たりのSF残額は一般用・障がい者用が20,000円。勤学用・通学用・小児用・小児障がい者用は10,000円を超えることはできない。

一般・障がい者

初回販売時	積増金額	利用可能SF	割引率
1,500		1,650	9.1%
	1,000	1,100	9.1%
	2,000	2,200	9.1%
	3,000	3,300	9.1%
	4,000	4,400	9.1%
	5,000	5,500	9.1%

勤学・通学・小児・小児障がい

初回販売時	積増金額	利用可能SF	割引率
1,500		1,950	23.1%
	1,000	1,300	23.1%
	2,000	2,600	23.1%
	3,000	3,900	23.1%
	4,000	5,200	23.1%
	5,000	6,500	23.1%